



目次 CONTENT

平成22年度沖縄県総合防災訓練実施	2
福山・瀧野両内閣官房副長官来沖	3
榛葉防衛副大臣来沖	3
普天間飛行場の代替の施設に関する専門家会合報告書の概要	4
平成23年度予算概算要求における新規施策等	6
新たに太陽光発電システムの設置に係る補助を開始	6

防衛施設周辺対策事業	7
米軍事故対応現地緊急対策チーム(ERT)	8
在沖米海兵隊の様々な活動	9
第8回防衛セミナー	10
県内建設業への優先発注及び建設資材等県産品の優先使用	11
賃貸借契約更新手続き	12

平成22年度沖縄県総合防災訓練実施



高所救助救出訓練／建物火災防御訓練

による被害が発生していることを想定した訓練が実施され、各行政機関や医療機関等、計71の団体等が参加しました。

陸・海・空の三自衛隊の各人員及びヘリコプターや車両等の装備が同訓練に参加し、被害の状況調査、負傷者の搬送等の訓練を実施したところです。また、今回の訓練の目玉の一つとして、海上自衛隊第1護衛隊群（横須賀）からは、ヘリコプター搭載護衛艦「ひゅうが」が訓練に参加し、自衛隊のヘリコプター及びドクターへリを使用した急患搬送訓練が実施され、「ひゅうが」艦内での負傷者の治療等の訓練が実施されました。



陸自ヘリによる急患搬送訓練



「ひゅうが」に着艦し負傷者を搬送するドクターへリ

この「ひゅうが」では、同時に3機の発着艦が実施可能（従来型は1機）であり、災害発生時には被災地へ急行し、陸上からの負傷者の受け入れ、治療等において大きな役割を果たすことが期待されています。

なお、今回の訓練について沖縄防衛局は、災害発生時における関係機関の連携・対応状況を確認し、災害発生時における防衛局の役割についての検討の資とするため、同訓練を参観しました。

福山・瀧野両内閣官房副長官来沖

福山・瀧野両内閣官房副長官は、8月11日から12日までの日程で、5月28日の日米安全保障協議会共同発表の内容等を沖縄県知事に説明するため沖縄県を訪れました。11日は、沖縄県庁において仲井眞知事と意見交換を行いました。また、翌12日には、宜野湾市にある嘉数高台公園から普天間飛行場の状況を確認するなど県内の主な米軍施設の視察を行いました。



県知事への説明



嘉数高台から普天間飛行場の状況確認

榛葉防衛副大臣来沖

榛葉防衛副大臣（当時）は、9月9日から11日までの日程で沖縄県を訪れました。副大臣は、9日宮古島入りし、翌10日、宮古島市長を表敬した後、航空自衛隊宮古島分屯基地を視察、その後、航空自衛隊那覇基地を訪れ、同基地所在部隊を視察・激励するとともに海上自衛隊機により洋上視察を行い、翌11日に帰京しました。



消防小隊視察・激励



空自那覇基地での巡閲

普天間飛行場の代替の施設に関する専門家会合報告書の概要

1. 総論

- V字案とI字案の2案に絞って、安全性、運用上の所要、騒音による影響、環境面の考慮、地元への影響、費用、工期の観点から検討。

(注) 5月28日の共同発表で、オーバーランを含み、護岸を除いて1800mの長さの滑走路を有する代替の施設をキャンプ・シユワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に設置することとなっている。
- 本件会合の検討結果は、決定を発表する次回S C Cまでの検証及び確認の対象である。
- 著しい遅延なく環境影響評価手続及び建設が完了できることを確保するような方法でかつ米国の運用上の所要が引き続き満たされるものである限り、検証及び確認の過程で検討案の修正の可能性を排除されないことに留意。
- 杭打ち方式も検討したが、埋立方式が最も適当であると結論。
- 有視界飛行の飛行経路は、今後協議を継続。それ以外にも、事柄の性質等から、実施に伴う幾つかの課題については今後更に検討が必要。

【参考】

- この専門家会合報告書において「施設の共同使用」については、検討テーマとされていないが、5月28日の共同発表において、「2国間のより緊密な運用調整、相互運用性の改善及び地元とのより強固な関係に寄与するような米軍と自衛隊との間の施設の共同使用を拡大する機会を検討する」とされていることから、自衛隊と米軍との間の施設の共同使用を検討するための新たな枠組みを立ち上げることで、米国側と意見が一致している。



2. V字案とI字案の比較

○ 安全性

- 両案とも安全性の水準を満たす。
- 有視界飛行では、両案の飛行経路は主として海上。
- 計器飛行の飛行経路は、V字案では海上を通る一方、I字案では北東からの進入経路は地上を通る。

○ 運用所要

- 運用上の処理能力と風向きへの対応幅は両案とも所要を満たす。
- 計器飛行能力の所要については、V字案は満足、I字案も概ね満足

○ 騒音による影響及び地元への影響

I字案では、北東からの計器飛行での進入経路が、地上を通る。

○ 環境面の考慮

- I字案はV字案より海面埋立面積が約40ヘクタール、埋立土量が約210万立方メートル少ない。
- I字案では、影響を受ける海草類が約11.1ヘクタール、サンゴ類が約1.4ヘクタール、それぞれ少ない。
- I字案では、キャンプ・シュワブの東側のビーチは残るが、動植物生息地への影響は未詳。

○ 工期

I字案はV字案より、新規設計及び環境影響評価の修正に約15ヶ月を要する一方、工期は埋立面積の縮小により約半年短い。よって、現行V字案の完成予定期はI字案より約9ヶ月早いことになる。

○ 経費

日本側の算定では、I字案は埋立土量が少ないため、V字案と比べて約3%低減。



平成23年度予算概算要求における新規施策等

～嘉手納飛行場における地上騒音測定システムの設置等～

沖縄防衛局においては、平成23年度予算概算要求に、嘉手納飛行場に起因するエンジン調整音等の地上音の実態を把握するため、新たに「地上音等自動観測装置」を設置するための経費を計上しております。

また、嘉手納飛行場の航空機の運用状況等を確認するための「嘉手納飛行場における航空機の運用実態調査（目視調査業務）」及び普天間飛行場の航空機（回転翼機）の飛行状況を確認するための「普天間飛行場における航空機の飛行状況調査」を平成22年度に引き続き継続して行うため、所要の経費を計上しております。

新たに太陽光発電システムの設置に係る補助を開始

防衛施設の設置又は運用等によって周辺住民の方々や地域社会に影響を及ぼすことがあります。

防衛省は、防衛施設と周辺地域との調和を図るため「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、様々な施策を行っています。

例えば、市町村が行う公園、道路、体育館、ごみ・し尿処理施設等の生活環境施設や農業用、漁業用施設等の事業経営の安定に寄与する施設の整備に対して助成を行っています。

しかしながら、防衛施設周辺市町村においては、いわゆる箱物施設整備後の維持管理費の負担等が大きな課題となっています。

このような課題に対応するため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第8条の規定に基づき、平成22年度から、いわゆる箱物施設について維持管理費の負担軽減を図るべく、太陽光発電システムの設置に係る補助を行うようになりました。

○補助目的

老人福祉センター、学習等供用施設などに対し、太陽光発電システムの設置に係る補助を行い、維持管理費の負担軽減及び緊急時の非常用電源確保を図るものです。

○対象施設

老人福祉センター、学習等供用施設、公民館、図書館、体育館、コミュニティ供用施設など、民生安定事業において補助の対象となる箱物施設を対象にしています。

○補助額

太陽光発電システム設置容量1kW当たり910千円

補助の対象とする設置容量は、設置施設の年間の電気料金相当の電力を年間で発電するための出力を上限としています。

○補助範囲

太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、売電・買電メーター、データ収集装置、気温計、日射計、発電量表示装置、蓄電池、太陽光発電システムの設置に伴い必要となる工事費、実施設計費等（各装置等の設置は、補助事業者の判断により実施して頂きます。）

なお、太陽光発電システムの設置に当たっては、対象施設の新設、改修等と併せて設置する場合の他、既存施設に設置することも可能です。

伊江村に待望の阿良地区集会施設が完成！

地域住民の教育文化に寄与する施設として整備された「阿良地区集会施設」の落成式典・祝賀会が9月3日に挙行され、地域住民及び関係者の方々が出席し、完成を祝いました。

本施設は、既設公民館が老朽化し、また手狭になっていたことから、阿良区民からの要望を受けて整備したものです。古くは港湾として伊江島と本島とをつなぐ島の玄関口であった由緒ある場所を移転先として選定しており、隣接地にはスポーツ等が楽しめる広場、海辺があります。

施設建設にあたっては、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、当局が伊江村に交付した「特定防衛施設周辺整備調整交付金」が活用され、区の行事や総会等を行う舞台を整えた集会室、青年会等がサークル活動等を行う会議室、調理実習室等を兼ね備えバリアフリーにも対応しています。

式典において、大城勝正村長から「子供から老人会までの世代間交流をはじめ多くの諸行事に活用され区民の親睦と融和に大きく貢献しながら当区の発展と新しい歴史が始まるものと期待をしています。」との式辞があり、また、「これもひとえに、これまでご支援を頂いた防衛局をはじめ、区民皆様の熱い思いと強い結束力の賜であり区長を始め阿良区民及び関係者の皆様に深く敬意を表するものであります。」との言葉を頂きました。

当局としては、本施設が有効に利用され、阿良区や伊江村の祭りや芸能そして年中行事（地域文化）の継承の上で大きな役割を果たしていくことを願っています。

周辺環境整備課 知名定寛です。施設を建設するにあたって、村の担当者の方と打ち合わせをする中で、「離島の伊江村は村内に高校がないという事情もあり、中学校を卒業した生徒達は、村外への転出を余儀なくされる。」というお話がありました。本施設の調理実習室は、このように村外の高校に入学する生徒達の自立支援のため、料理講習会を実施することができます。村の担当者の方との打ち合わせでは、村の文化、行事活動等を勉強させて頂き、調整を何度も重ねたこともあり、施設の完成が待ち遠しく、また、祝賀会においては阿良区民の皆様方には、たいへん喜んで頂き、お手伝い出来たことをほんとうにうれしく思います。



テープカットの様子

宜野座村漁村漁民活性化施設が完成!!



施設の外観

漁業経営の安定的向上を図り地域活性化に寄与することを目的に建設された「宜野座村漁村漁民活性化施設」の落成式典・祝賀会が8月27日に挙行され、地域住民を始め、多くの関係者が参加し、施設の完成を祝いました。

本施設は、在日米軍再編の円滑な実施に資することを目的とする「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」に基づき、再編交付金事業として当方がお手伝いした、宜野座村では初めての施設であります。

式典で、東宜野座村長からは「この施設は、本村漁業者の長年の待望の施設であり、この度の落成、皆様と共にお慶び申し上げます。本施設が、漁業者は基より村民や近隣の皆様の多くの方々に利用され、本村漁業の振興と活性化の一助となることを期待しております。」と式辞があり、また、「建設にあたりましては沖縄防衛局をはじめ、関係各位のご支援ご協力に対し、深く感謝申し上げます。」とのお礼の言葉を頂きました。

当局としましては、本施設が地元の水産物を扱う直売所等を備えた宜野座村唯一の施設であり、今後、本施設が漁業後継者の育成をはじめ、漁業従事者の職の安定及び地域の活性化に少なからず貢献できるものと考えております。



真部局長による祝辞

施設対策計画課 前仲秀樹です。本事業を実施するにあたり、地元の皆様方の要望に応えられるよう、連日宜野座村担当者と調整を重ねてきました。特に工事期間中においては、基礎工事の際、予想外の事態（湧水による土砂流出）が発生し、その対策・検討の調整に日々を要し、工期の延長もしましたが、無事に施設が完成し、地元の皆様方にも喜んで頂きました、大変うれしく思っています。終わりに、直売所兼食材提供施設で、地元漁業者による新鮮な水産物を安く、美味しく提供して頂けることを期待しています。

米軍事故対応現地緊急対策チーム(ERT)

沖縄防衛局では、米軍の航空機事故等が発生した場合、迅速かつ的確に業務を実施するために、『合衆国軍隊等の航空機事故等緊急処理マニュアル』の制定や、局内における訓練を行っているところです。

また、国としても、現場における関係機関の連携強化を図り、政府一体としての危機管理を実現するため平成16年10月内閣官房に沖縄危機管理官を設置し、同年11月、「沖縄県在日米軍事故対応に関する合同協議会」が設置されているところです。

同協議会の枠組みの中で、沖縄県において米軍の航空機事故等が発生した場合に、早急に事態を把握し、関係機関が迅速かつ円滑に、連携の取れた形で事故対応を行うことができるよう、関係機関の間における連絡調整をはじめ必要な事項を積極的に行うことを目的に、『米軍事故対応現地緊急対策チーム (Emergency Response Team)』^{エマージェンシーチーム} 略称ERTを設置しています。

ERTは、沖縄危機管理官をチーム長に、外務省沖縄事務所、沖縄防衛局、沖縄県警察本部及び第十一管区海上保安本部の各機関の職員の中から指定された職員で構成されています。その中で当局は、在沖米軍への照会・確認、沖縄県及び関係市町村への連絡並びに、当局及び県警が行う自治体等への説明について、連絡調整や必要な情報の提供、合同での説明等の役割を担っています。

ERTでは、より迅速・的確な立ち上がりができるように定期的に訓練を行い、現在の活動能力を検証、見直しを図りながら、チーム員間のより一層の緊密な連携を図っているところです。

このERTのチーム長である沖縄危機管理官が去る8月26日付で新たに着任されたのでご紹介します。



やまだ よしたか

本年8月26日に内閣官房沖縄危機管理官を拝命した山田好孝と申します。

「沖縄危機管理官」は、平成16年8月に沖縄国際大学構内で発生した米軍ヘリ墜落事故を受けて、同年10月の総理大臣決定により設けられたポストであり、私で4代目となります。なお、このポストには、これまで警察庁出身者が着任しており（私もそのうちの1人です。）、沖縄県警察本部を主な勤務場所としています。

具体的な業務は、在沖米軍関連事故発生時において、政府としての現地における的確な初動体制を確保するため、沖縄防衛局、外務省沖縄事務所、沖縄県警察等の関係機関の調整、関連情報の取りまとめ等に当たること、また、平時においては、事故に備えた訓練等を行うことです。このため、沖縄防衛局とは平素から連携を図っていますし、また、有事の際に立ち上げる米軍事故対応現地緊急対策チーム（チーム長：沖縄危機管理官）のメンバーに沖縄防衛局の方に入っていたいっています。

ところで、私がこのポストの内示を受けた際に見たメモによれば、私の肩書きは「沖縄・警務部参事官兼生活安全部参事官兼刑事部参事官兼交通部参事官兼警備部参事官兼本庁・長官官房付兼生活安全局付兼刑事局付兼交通局付兼警備局付兼内閣官房沖縄危機管理官兼沖縄連絡室沖縄分室兼外務省大臣官房兼北米局」となっています。字数にして104字であり、また、辞令も内閣総理大臣、外務大臣、国家公安委員会及び警察庁長官から計5枚頂きました。

ポスト名からも分かるように、沖縄危機管理官の業務を的確かつ円滑に行うためには、多くの関係機関と平素から連携を図ることが重要でありますので、引き続き沖縄防衛局関係者の皆様と緊密に意思疎通を図っていきたいと思います。

また、私は2年前まで外務省に出向し、3年間ホノルル総領事館で勤務しておりましたが、ハワイでは沖縄との交流が盛んで、エイサー等の沖縄文化に数多く触れる機会がありました。その意味で今回の沖縄勤務は大変楽しみであり、見聞を広めていきたいと考えています。

当局としては、引き続き、沖縄危機管理官を始め関係機関と連携し、米軍航空機事故等が発生した場合の対応について体制の強化を図っていくこととしております。

在沖米海兵隊の様々な活動！

在沖米海兵隊は、日本の安全保障に寄与しているだけではなく、アジア太平洋地域の災害に際しても人道支援や災害救援を行うなど地域貢献の役割を果たしています。

沖縄は、米本土やハワイ、グアムなどに比べて東アジアの各地域と近い位置にあります。このため、この地域において部隊を緊急に展開する必要がある場合には、沖縄に駐留する米軍は迅速に対応することができます。また、わが国の周辺諸国との間に一定の距離があるという地理上の利点を有しています。このような地理的特徴を有する沖縄に高い機動力と即応性を有し、さまざまな緊急事態への一時的な対処を担当する米海兵隊をはじめとする米軍が駐留していることは、わが国の安全のみならずアジア太平洋地域の平和と安定に大きく寄与します。

ここでは、在沖米海兵隊の実情を理解・考察する一助になるよう様々な活動の一部を紹介します。

フィリピンにおける台風災害に際しての救援活動

アジア太平洋地域は、自然災害が多く、大規模な災害に際しては多国間の協力・支援が重要となっています。米海兵隊もその対処力を活かし、この地域の人道支援・災害救助において大きな役割を担っています。

例えば、フィリピンでは、昨年9月26日に台風16号「ケツツアーナ」が上陸し、首都マニラで過去数十年で最悪と言われる大規模な洪水が発生しました。更に10月1日には台風17号「パルマ」が追い打ちをかけ、これらの台風により約960人が命を落とし、約950万人の生活に支障が出るなど、甚大な被害に見舞われました（比国家災害調整委員会（NDCC）報告2009.11.20）。

米軍は様々な救援活動を行いましたが、第31海兵機動展開部隊を中心とする第3海兵機動展開部隊の隊員もフィリピン政府の救援要請を受けて人道支援・災害救援活動を実施しました。その活動は、多岐にわたり、食糧支援、医療や歯科治療の民生支援、瓦礫を撤去し2,650mの道路を啓開する等様々な救援活動を行いました。

在沖米海兵隊が参加した主な人道支援・災害救援活動

これまでの在沖米海兵隊が参加した主な人道支援・災害救援活動を以下紹介いたします。

時期	派遣先	派遣部隊名	派遣規模・人数	活動内容	資料源
2004年12月	インドネシア ※スマトラ島沖地震	第3海兵機動展開部隊等 (※細部不明)	・11,674人(PACOM全体) ・固定翼機×32(PACOM全体) ・ヘリ×42(PACOM全体) (※米海兵隊の細部については不明)	救援物資等空輸支援 医科・歯科治療	Center for Excellence HP
2007年11月	バングラデシュ ※サイクロン 「シドル」被害	第3海兵機動展開部隊 第22海兵機動展開隊	・ヘリ×約40機 ・Ⅲ MEF×23人 ・22MEU×約2,200人	艦載航空部隊による空輸支援 強襲揚陸艦「タラワ」及び「キムアサーージ」をバングラデシュ近海に派遣し、洋上から艦載大型ヘリによる人員、救援物資、装備の空輸支援を実施	Ⅲ MEF HP、 Stars & Stripes HP、 USA Today HP、米国務省HP、米太平洋軍HP、 Navy Times HP、Marine Corps Times HP
2008年5月	ミャンマー ※サイクロン 「ナルギス」被害	第152海兵空中給油飛行隊 (沖縄) その他不明	・ヘリコプター約23機 ・海兵隊員×約1,800人 ・KC-130J×2機	空輸支援準備（実施せず） 強襲揚陸艦「エセックス」をミャンマー近海に派遣 米軍はグッドマン太平洋海兵隊司令官（海兵隊中将）が統合任務部隊「ケアリング・リストン」の司令官として米軍の対応を調整 しかし、米太平洋軍は15回にわたって支援物資の被災地搬入を申し入れたがミャンマー政府からの支援要請は行われなかった。飲料水等の支援物資はKC-130J×2機により、タイのウタパオ空港に集積された。	American Forces Press Service (20080512)
2009年10月	フィリピン ※台風 「ケツツアーナ」被害	第3海兵機動展開部隊 ・第3海兵機動展開旅団 ・第1海兵航空団 ・第31海兵機動展開隊	・Ⅲ MEF×約100人 ・3MEB旅団長(ブリラキス准将) ・31MEU×約1,400人 ・C-130×不明	救援物資等空輸支援 限定的な医科・歯科治療	Marine Corps Times HP、 米太平洋軍HP、Navy Times HP
	インドネシア ※地震	第31海兵機動展開隊	・31MEU×約800人 ・CH-53×3機 ・小型ヘリ×6機	救援物資等空輸支援	

◎第3海兵機動展開部隊は、キャンプ・コートニーの司令部を拠点に海兵隊中将が指揮を執り、日米安全保障条約及びアジア太平洋地域における同盟関係を維持しつつ、日本で前方駐留態勢を維持することを任務とする。

第8回防衛セミナー開催

沖縄防衛局では、平成22年9月30日、那覇市の沖縄県立博物館・美術館講堂において、約130名の方々に来場していただき、第8回防衛セミナーを開催いたしました。

今回の防衛セミナーは、テーマとして「安全保障環境の安定化に向けて～自衛隊の国際平和協力活動～」と題し、第1部では防衛省運用企画局国際協力課の齋藤雅一課長を講師として招き、自衛隊による国際平和協力活動の状況や強化のための教育訓練の推進、装備品等の改善等を図っていることなど国際平和協力活動の体制について詳しく説明をしていただいたほか、第2部では、本年1月末から3月中旬までの間ハイチ1次要員副隊長としてハイチ共和国で活動していた陸上自衛隊中央即応集団司令部防衛部副部長の小倉博之2等陸佐から、ハイチにおける自衛隊の活動内容や隊員達の苦労等についてユーモアを交えて説明していただきました。



講演終了後の質疑応答では、参加者から多くの質問があり講師との活発な質疑応答が行われました。

当局がセミナー終了後において実施したアンケート調査結果によると、今回参加していただいた約8割以上の方々から、「理解できた」、「防衛セミナー開催の継続を希望する」との回答をいただきました。

当局としても、参加された方々が興味をもって聴講できるよう創意工夫の上、実施していきたいと考えておりますので、今後とも防衛セミナーへの参加をよろしくお願ひします。



主催者挨拶をする眞部局長



第1部で講演する齋藤国際協力課長



第2部で講演する小倉2等陸佐

自衛隊が現在取り組んでいる国際平和協力活動

ゴラン高原国際平和協力業務 (UNDOF)

根拠法	国際平和協力法
期間	平成8年2月～
規模	輸送部隊 43人 司令部要員 3人
活動内容	・食品等の輸送 ・倉庫での物資の保管、道路等の補修、重機材等の整備

ネバール国際平和協力業務 (UNMIN)

根拠法	国際平和協力法
期間	平成19年3月～
規模	軍事監視要員 6人
活動内容	・マオイスト及びネバール 國軍の武器、兵士の管理 の監視等

ハイチ国際平和協力業務 (MINUSTAH)

根拠法	国際平和協力法
期間	平成22年2月～
規模	施設部隊 約350人 司令部要員 2人
活動内容	・がれき除去、難民キャン プ建設用地の整地等

国連スーダンミッション (UNMIS)

根拠法	国際平和協力法
期間	平成20年10月～
規模	司令部要員 2人
活動内容	・軍事部門の兵站全般の需要に 関するUNMIS部内の調整 ・UNMISにおけるデータ ベースの管理

パキスタン 国際緊急援助活動

根拠法	国際緊急援助法
期間	平成22年8月～
規模	航空援護隊等 約200人
活動内容	・緊急援助物資等の航空輸送

東ティモール 国際平和協力業務 (UNMIT)

根拠法	国際平和協力法
期間	平成22年9月～
規模	軍事連絡要員 2人
活動内容	・国境監視所や、村落等にお ける治安情勢等の情報収集

沖縄県内建設業への優先発注及び建設資材等県産品の優先使用の要請

8月25日、沖縄県の上原副知事ほかの皆様が沖縄県内建設業への優先発注及び建設資材等県産品の優先使用について要請のため来局されました。

要請の具体的な項目は、①分離・分割発注による県内建設業者の受注機会の拡大を図ること。②県内企業で施工が困難な技術的難度が高い工事については、単体企業ではなく共同企業体方式による発注を実施し県内建設業者の受注機会の拡大を図ること。③建設工事請負契約における履行保証を、役務的保証から金銭的保証に変更し入札参加条件の緩和を図ること。④県内で供給できる建設資材等県産品の優先使用を図ること。の4点。

要請に対し真部局長は、要請の主旨全体について良く承知しておりその主旨に沿って努力すべきというのが当局の基本的な考え方であることを述べたうえで、要請の具体的な項目について現在の考え方及びこれまでの対応を説明しました。説明の要旨は以下のとおり。



要請に対応する真部局長

①分離・分割発注について

県内の建設業の皆様に出来るだけ多く受注して頂くことは私共の望みでもあり、当局では年度当初の発注計画で、工事内容等を踏まえ合理的な範囲で分離・分割ができるかをまず最初に検討し、更に発注する段階で具体的にもう一度精査しています。

②共同企業体方式（以下「JV方式」という。）による発注について

公共工事全般の発注方式は単体企業での入札を原則としており、その上で大規模かつ技術的難度が高い工事については事業毎に特定JVを組むことを認めています。当局では、土木、建築一式の工事では10億円以上、専門工事の電気、機械工事等については、その半分の5億円以上について特定JVを認めています。

参考までに比較すると、沖縄総合事務局では、前者は概ね20億円以上、後者は概ね10億円以上とのことです。

③建設工事請負契約の履行保証について

当局が発注する自衛隊又は米軍がユーザーの防衛関係の施設整備工事は、工期の厳しい制約、要求があるため役務的保証を求めています。

保証割合30%につきましては、保証会社のデータ内容も参考にして、見直す余地はないか今後も検討していきたいと考えています。

④県内で供給できる建設資材等県産品の優先使用について

県内で供給出来る建設資材に県産品を使用することは、コストを節減するという観点からも輸送コストを下げる事につながり可能な限り多く使うことに同感です。

建築、土木工事では県産品の使用される割合は高いものと思っており、今後共この割合をさらに各分野で高める努力をしていきたいと考えています。

説明を受け上原副知事は、当局が行った県内企業受注機会の拡大に向けた入札参加要件の緩和、分離分割発注への取り組みにより、受注件数、金額共に県内企業の比率が増加していることに謝意を示すとともに、今後も要請に応えてもらいたいと述べました。

当局としましては、今後とも引き続き関係法令の枠組みの中で、県内企業受注機会の確保及び建設資材等の県産品使用に努めて参ります。

県内建設業の皆様には、当局工事への積極的な入札参加に期待をしております。

賃貸借契約更新手続きについて

沖縄県に所在している防衛施設として使用している民公有地については、土地所有者の方々と賃貸借契約を締結し使用しておりますが、そのほとんどの契約が平成24年に期間満了となることから、引き続き防衛施設として使用するためには、土地所有者の方々と契約を更新する必要があります。

沖縄防衛局は、前回（平成4年）更新時と同様に、対象となる約4万5千名（9月末現在）の土地所有者の方々に対し、3月に土地建物等賃貸借契約予約締結依頼書及び予約同意書等を郵送してお願いしております。

予約同意書の取付けは、6月末時点で残り約15%（約6千名）となっていたことから、残りの土地所有者から予約同意書をいただくため、当局の職員（約70名）が7月から8月にかけて県内の方々への戸別訪問を行いました。この結果、約2千名の土地所有者の方々から予約同意書をいただくことができました。ご協力に感謝申し上げます。



9月末現在、対象となる土地所有者の約91%（約4万名）の方々から予約同意書をいただいておりますが、残り約9%（約4千名）の土地所有者の方々についても予約同意書がいただけるよう、引き続き、職員による戸別訪問等を行ってまいりたいと考えておりますので、土地所有者の方々のご理解とご協力方よろしくお願い申し上げます。

嘉手納飛行場の滑走路改修工事期間中におけるダイバートに関する報道について

「ダイバート」とは、航空機の運航において、当初の目的地以外の空港などに着陸することであり、例えば局地的な天候不良または滑走路上でのトラブルにより着陸する予定の滑走路が一時的に閉鎖された場合、それが解除されるまでの間、上空にいつまでも航空機をとどめておくことができないときに、代替の飛行場に着陸させる緊急やむを得ない措置を意味します。

9月23日の琉球新報において、「伊波洋一宜野湾市長は22日沖縄防衛局を訪れ、米側に普天間飛行場への飛来中止を申し入れるよう抗議した。沖縄防衛局で対応した森田治男企画部長は『米軍にこちらからも申し入れたい』と述べた」と掲載されました。しかしながら、これは同市長に対し、

『嘉手納飛行場の滑走路の改修期間中においても、航空機の運用に当たっては、嘉手納、普天間両飛行場の周辺住民の皆様への影響を最小限にするとともに、引き続き航空機騒音規制措置を厳格に履行するよう申し入れを行った』旨発言したものです。このことから当局は、翌24日、琉球新報に対し正確な報道を期すよう申し入れを行いました。



「はいさい」に対する皆様のご意見・ご感想などありましたらお聞かせ下さい。

連絡先：沖縄県嘉手納町字嘉手納290番地9 沖縄防衛局総務部報道室
メールアドレス：houdou@okinawa.rdb.mod.go.jp